

○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分			注 虐待防止措置未実施減算	注 家務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費 (1月につき315単位)		× 99 / 100	× 99 / 100 注 令和7年4月1日から適用	× 95 / 100	+ 15 / 100	1月につき500単位
	ロ 緊急時支援費	(1) 緊急時支援費(Ⅰ) (1日につき734単位)					
		(2) 緊急時支援費(Ⅱ) (1日につき98単位)					
ピアサポート体制加算 (1月につき100単位を加算)							
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度) (1回につき100単位を加算)							
居住支援連携体制加算 (1月につき35単位を加算)							
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度) (1回につき500単位を加算)							

注 地域生活支援拠点等の場合+50単位